

## 第5回米子市下水道事業運営審議会 会議録

○開催日時 令和8年2月2日(月) 午後1時30分から午後3時30分

○開催場所 米子市上下水道局 大会議室(3階)

○出席者

委員(敬称略・順不同)

深田 美香、港 英明、河本 六美、木村 昭代、先灘 達也、鷺見 渉、徳岡 広昭

長田 朱里(欠席者 青砥 美咲、生田 貴一)

米子市上下水道局

下関上下水道事業管理者、石田 岳 副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、山崎副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、羽柴経営企画課財務担当補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐

(事務局)白須総務課総務担当課長補佐、津村調整官、森井総務課係長

○日程

2 議事

1 第4回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

2 使用料の見直しについて

ア 公衆浴場・温泉汚水について

イ 改定方法について

3 米子市下水道事業の経営健全化の取組について

3 その他

○公開又は非公開の別 公開

○傍聴者数(報道関係を除く) 0名

○会議資料の有無 有

○お問合せ先

米子市上下水道局 総務課総務担当 【電話】0859-32-6112

議題1 第4回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について  
(事務局)「資料 R7-32」参照

12月19日に開催した第4回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について、資料 R7-32 をもとに確認した。

議題2 使用料の見直しについて

○公衆浴場・温泉污水について

(事務局)「資料 R7-33、R7-34、R7-35」参照

公衆浴場は、公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることを説明。

温泉(水)は、本市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担(一般会計繰入金)していることを説明。

公衆浴場を取り巻く状況として、自家風呂の普及に伴う客数減による経営の悪化や後継者難による廃業、有利な立地を活かした業種転換等により公衆浴場は年々減少し、浴室を有しない世帯の入浴機会の確保が課題となっていること、鳥取県の統制額の推移などを説明。

公衆浴場・温泉污水の現行の使用料体系が1㎡当たりの使用料単価による完全従量制であること、完全従量制を維持したまま一般污水の改定率と同じく現行から15%改定とする場合の使用料単価の設定について説明。

一般污水の改定率を現行から15%改定とし、公衆浴場・温泉污水の使用料単価の組合せ別(①公衆浴場:現行据置・温泉污水:15%増、②公衆浴場:15%増・温泉污水:15%増、③公衆浴場:12.5%増・温泉污水:15%増)に令和9~11年度の年間使用料収入見込みを試算した結果について説明。

○改定方法について

(事務局)「資料 R7-36」参照

・令和7年度から20年度までの財政見通しについて、令和9年度に8%、令和10年度以降に現行から15%の使用料を改定した場合の見込みと、令和9年度から15%の使用料を改定とした場合の見込を比較した資料について説明。

令和10年度以降の収支は同じであるため、それ以降の単年度の赤字を解消するためのみであれば、令和12年度以降の改定率はどちらも同じ見込みになるが、段階的に改定した場合は、令和9年度が減収となるため、一度に改定する場合と比べて繰越利益剰余金が枯渇するのが1年早くなる。

利益剰余金は、急激な物価高騰や事故・災害などの突発的な事象が起きて不足額が生じる場合に必要となるものであり、最初から不足額を補填するために取り崩す見込みで赤字が続いても良いというものでもない。

二段階の改定とした場合のメリットとデメリットについて、メリットについては使用者

の負担軽減で、例えば一般的な家庭で 20 m<sup>3</sup>使用した場合、1 月当たり 240 円少なくなる。デメリットは、下水道事業会計として令和 9 年度は年間約 1 億 6,500 万円の減収、段階それぞれに広報や対応が必要となり、事務的経費が一度に値上げする場合に比べて増加する。チラシ配布だけで印刷、配布委託などで 200 万円程度はかかる見込みとなる。それ以外にも、準備や対応、確認にかかる人件費なども生じる。

- ・ 参考として、類似団体がどのような改定をしているかについて説明。

公営企業の経営指標を比較するための類似団体で、本市と同じ類型の団体(人口 10 万人以上で処理区域内人口密度が 1ha あたり 50 人)が全国で 60 団体あり、その 1/3 の 20 団体ほどが令和 4 年度以降に料金改定を実施もしくは改定の予定をしている。平均改定率は 0.13%から 24.7%など様々あり、それに加えて更に水道料金も同時に改定している団体も 7 つあるが、一つの改定期間内で改定率を分けて 2 段階としている団体は、この類似団体の中では見つからなかった。激変緩和の対策としてどういう改定をしているのか調べたが、10 年間の見通しで 55%の改定が必要であるため、3 年おきに十数%ずつ段階的に改定するといったような、ある程度年数の長い見通しで大幅な改定が必要であるため、それを何年かおきに分けて値上げする方針としているものであった。

- ・ 国の補助金に係る今後の見通しについて説明。

管渠の老朽化対策が喫緊と課題となっており、陥没事故を受けて、補助制度は拡大するが、年限などの条件がある関係で、現在計画しているものを前倒しで行う必要も出てくる。また、全国的に交付申請が増加することで、交付金の十分な配慮がなされるのかという懸念もある。そういったことで今の財政見通しは更に厳しくなる可能性もあり、できるだけ早いうちに改定を行う方が将来的な負担を少しでも減らすことに繋がる。

### 議題3 米子市下水道事業の経営健全化の取組について

(事務局)「資料 R7-37」参照

資料の左側に、前回改定のあった令和 3 年度以降に経営健全化のためにやってきた取組、右側に今後の実現・実施に向けて取り組んでいるもの、取り組む予定のものを記載しており、その主なものについて説明。

- ・ 支出の抑制

建設費・維持管理費等の適正化については、生活排水対策方針の変更として、公共下水道の計画区域を縮小(整備に期間を要する区域は合併処理浄化槽の普及促進をしたいとした排水対策へと変更)したことにより、弓浜地区の新規の管渠建設費の支出がなくなり、その地区については別に合併処理浄化槽に係る補助を実施するというもので、費用効果として、185 億円の減を見込んでいる。

維持管理費について、事務の見直しや効率化を行うなどにより、少しでも費用を削

減できるところがないか細かく検討し、費用の抑制に努めている。

委託費については、下水道使用料賦課徴収事業の一元化及び民間委託(下水道使用料、農業集落排水施設使用料、水道料金の賦課徴収を一体的に行い、それを民間委託したもの)が大きく、人件費を抑制したもので、これは、収入の確保にも繋がっており、徴収率が増加している。

産業廃棄物の運搬費処分費については、業者が行うサンプリングに汚泥を提供するなど、費用の削減を図っている。

人件費の抑制については、民間委託の推進や人員配置の検討により、下水道事業に係る人員を削減しており、令和3年から比較すると、17人の削減している(一般会計に係る人員は含んでいない)。また、支払い利息の削減については企業債の借入率を10年ごとに見直すこと等により利子負担の削減を図っている。

- ・ 収入の確保

経費の削減とともに支出に対する財源の確保も重要で、令和5年から一般会計の繰入金ルールを地方財政措置に則ったものに変更することで、繰入額の確保を図っている。

- ・ 生活排水対策

水洗化率向上のため、合併処理浄化槽の設置にかかる補助を拡充。

- ・ その他

情報提供として広報活動や小学校への出前授業などを行い、市民の生活環境の向上や下水道への理解を深めていただくための取組などを行っている。

- ・ 維持管理費等の適正化

今後の取組みとしては、上下水道会計システム料金システムの効率化について、システムの更新を県内19団体共同で調達し定員案分することで費用の削減を図る。また、中央ポンプ場にある下水道整備課、下水道施設課の人員を車尾庁舎に移転することで、事務所の維持管理費の削減を図る。

- ・ 経営の合理化

国庫補助金の確保として、カーボニュートラル事業計画の認可というものがあり、国が下水道の脱炭素を推進するために令和4年度に創設したカーボニュートラル地域モデル処理計画の登録制度というものに、本市の方が応募し、登録されたものである。施設の改築更新を行う際に、処理場の省エネ・創エネの技術導入や再生可能エネルギーの利用促進を図るための整備計画を策定し登録されることで、その計画に基づく整備について、補助金の優先的な配布分が受けられるというもの。

米子浄化場の内浜処理場への機能集約と汚水処理施設の再構築については、西部広域が所管している米子浄化場が老朽化し、建て替えが必要であることから、隣にある内浜処理場に機能集約をし、さらに、中央ポンプ場も機能集約を行うという方針。これにより、それぞれ単独で立て替えた場合と比較して年間維持費が7,000万円の削減、また建設費が30億円の削減になる見込み。その他の施設についても、老朽化している制度全体の規模や機能を見直し、いかに効率よく施設の改築更新を行

っていくかを検討していく。

農集汚水処理施設の統廃合については、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている施設について、事業運営の効率化や今後の人口減少などを踏まえ、一部を除き、公共下水道の処理場への統合を視野に入れた施設の統廃合を行う。

- ・ 経営体制の強化・確立

処理場維持管理にかかる包括的民間委託を令和5年度から行っており、令和8年度からその第2期が開始となる。また、ウォーターPPPの導入検討は管路・処理場一体となった委託を検討しており、維持管理の他、施設の改築・更新も含めたものとしている。これらは人口減少に伴い、技術者の減少に官民連携して対応するもので、経費の削減というよりは、人員の確保と技術力の継承により安全で安定した体制の維持を図ることが主な目的となっている。

- ・ 使用料徴収率の向上対策

水道料金との一体的な徴収を民間業者が行っていることにより、体制が強化され徴収率が向上しているものと思われる。引き続き滞納分の徴収についても上下水一体となって徴収率の向上を図っていく。

- ・ 水洗化率の向上

引き続き、合併処理浄化槽の設置補助などによる普及促進を図るとともに、弓浜地区について、下水道使用者との公平性を保つため、合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助制度を創設する。また、合併処理浄化槽の清掃・点検・水質検査の一括契約を勧め、費用の低減を図る。

- ・ その他

市民への情報提供の充実のため、今後も出前授業の継続や積極的な広報等により、下水道に関心を持ってもらい、理解を深めてもらうよう情報発信を図る。

市民サービスの向上としては、令和6年度から下水道使用料と水道料金にかかる窓口を一本化し、車尾庁舎にお客様センターを設置しており、また、下水道に関わる排水設備申請等の窓口も同じ庁舎に一本化しており、市民の利便性の向上につながるものと考えている。また、DXの推進について、各種台帳の電子化や電子申請等により業務の効率化を図る。

以上のこれまで取り組んできたことと合わせ、今後も経営健全化のため、様々な取組を行っていきたいと考えている。

## 2 質疑応答

[議題1 第4回審議会概要について]

・・・質疑なし・・・

---

[議題2 使用料の見直しについて]

(1) 公衆浴場・温泉污水について

(委員)

資料 R7-35 で、公衆浴場だけ色々なパーセンテージで検討しているが、温泉污水は 15%増ありきでの試算ということで良いか。

(事務局)

前回の審議会で、温泉污水と公衆浴場ともに、一般污水同様に 15%の改定率で検討するという提案を行った。公衆浴場については、入浴料金の統制額の上限が設定されているため、入浴料金に転嫁できない状況がある。そういった背景を鑑み、公衆浴場に対して何かしら配慮することが検討できないかという意見があり、公衆浴場についてどういったパターンが考えることができるかシミュレーションを行った。

(委員)

温泉污水については、15%増の改定で進めていくことについて事務局からの補足はないか。

(委員)

今回資料を作成にあたり、下水道事業収益が赤字になることは防がないといけないということで検討を行った。公衆浴場の運営については、補助金が出ており考慮が必要。増額は当然必要だが、一律で良いか意見を聞きたい。

(委員)

シミュレーション 3 は、令和 9 年度、10 年度、11 年度が 12.5%増でその後はどうなるのか。

(事務局)

令和 9 年度から令和 11 年度の 3 ヶ年に限ってのシミュレーションで、令和 12 年度以降の数字を持ち合わせていない。

(委員)

公衆浴場だけ 15%ではなくて 12.5%であることの説明ができるかどうか気になる。

(事務局)

12.5%の改定率は、財政収支を辛うじて均衡が維持できる数値。温泉污水の料金単価が一般污水と同じく 15%増としたとき、公衆浴場の料金単価だけ一般污水と温泉污水とも違うと公平性の部分に疑義が生じる。

(委員)

両方 15%増のシミュレーション 2 が整合性など考えると良い。補助金を十分に活用して黒字の部分が見えるような補助金にしていければ良い。米子湯は絵本を活用したイベント、日の出湯は、NPO を含めて JAZZ コンサートや米子市がウォークブルに関連したまちなかの活性化を行っている。文化的、観光的な分野も含めて補助金等で整合性がとれると思う。

(委員)

シミュレーション 2 で良いと思う。補足として、皆生温泉としてイメージしている公衆浴場は、OU ランドになる。資料 R7-33 の議事録でもあるが、「観光或いは娯楽として利用されております」とある。皆生温泉も非常にその要素が強く、観光集客・県外の利用客の集客につながる。公衆浴場である OU ランドと皆生温泉旅館組合は切っても切れない関係である。鳥取県の公衆浴場入浴料金が 550 円で、他の自治体より高いところがある。人口の多い自治体は、生活に密着したような公衆浴場という要素が強いため安く、鳥取県は観光・娯楽といった要素が強いため高いと推察している。もし何か要因がわかれば教えて欲しい。

(事務局)

公衆浴場は観光と一体という部分があるため、施設は必要である。ただし、経営は人件費を上げることができないなど大変な側面がある。経営者が一人で運営しているといった状況もあり、色々な配慮しながら料金の在り方を考えたい。

統制額の 550 円について、入浴料金が 500 円の施設もある。料金を上げるかどうかは各施設に任されているが、利用客離れを防ぐ意味での経営努力ではないかと思う。

(委員)

公衆浴場 3 件は、銭湯のことで良いか。大型銭湯ではなく、小規模の銭湯という認識で良いか。銭湯という文化を後世に残したい。観光の温泉とは意味が異なり、コミュニケーションやマナーを学ぶ日本の古き良き文化を後世に伝えていくという目的もある。淘汰されて、温泉があれば良いということで無くなることは勿体ない。経営努力はもちろん大切だが、公からも何かしら補助金が出たら一番良い。シミュレーション 3 が良いと思う。赤字は、違う形で補填して値上げはして欲しくない。感情論になるが銭湯は特別枠にして欲しい。公共で使用するものを値上げされるのはつらい。

(委員)

公衆浴場に対する補助金に関して補足はあるか。

(事務局)

毎年度一定の額を交付している補助金が 2 種類あり、公衆浴場を運営する経費に対して、鳥取県と米子市とで補助するものが一つ。もう一つが、ボイラーなどの設備を整備する省エネにつながる施設の更新というものに対して県と米子市で補助金を交付している。令和 6 年度は物価高騰に係る燃料費と電気代の高騰に対し、県と市で補助金を交付している。自治体として、公衆衛生の確保のため公衆浴場を確保する手助けをしている。

一般汚水とは違う料金体系、用途別のその料金体系が 1 立方メートルあたり 88 円税

抜き、あとは使った水の量を計算して、下水道使用料を請求している。公衆浴場と温泉汚水は、この料金単価を採用しているため、業種に対する配慮と考えている。

(委員)

補助金が十分であれば良いが、経営努力をしながら運営していると思う。一方で公平性を考えれば、値上げは致し方ないとも思う。

(委員)

市民の公平性という観点が必要で、一律 15% 増という意見でまとめたい。ただ答申には、今回出た意見を盛り込んだ形で行う。

…異議なし…

---

## (2) 改定方法について

(委員)

段階的に上げるよりも一度に上げた方がよいと考える。事務手続きの煩雑さ、経費もかかる。類似団体で段階的に上げているところもない。

(委員)

段階的に上げる方がよい。改定手続きや広報に係る経費は、一度の方がよいが、民間事業者でも価格改定をする場合は苦勞しながら取り組むべきものである。国の補助金についても獲得する努力は必要。段階的にすることで、各家庭や事業者に対する負担を少しでも減らす方向が良い。

(委員)

2 段階の改定した場合、懸念するのは令和 9 年度純利益が減るところ。下水道管の点検・修理の予定計画を立てていく中で、補助金で賄えない部分を米子市としての負担になるところが心配。

(田中担当課長補佐)

去年の補助金は 100%ではなく、事業費の 50%になる。各事業者からの要望が多ければ、配分率が変わる場合もある。

(事務局)

補助金について補足すると、埼玉県八潮市の下水道の陥没事故を受け、国が全国の下水道管路点検が今年度から調査が始まった。今年度から国の補助金は、緊急度の高いものから 5 年程度で直すように指示が出ているため、令和 11 年度ぐらいまでに工事する。仮に工事に 2 億円かかる場合、補助金は 1 億円で、残りの 1 億円を、分かりやすく言えば下水道使用料で賄うことになる。国の補助金が時限的であるため、早めに 15% 改定を行いたいと説明したのはそういう意味である。

(委員)

今の補助金の話で 50%の自己負担というのは、単年度の使用料から支出しないといけ

ないか。

(事務局)

1億円の工事をした場合、5千万円は国の補助金で、残りの5千万円は国から下水道事業債として借りる。後で毎年度使用料の中から返していく形になる。

(委員)

国からお金を借りる場合、10年かわからないが、ある程度の年限があって返すということになる。繰越利益剰余金は手をつけてはいけないものか。

(事務局)

繰越利益剰余金は、例えば資料R7-36の上表で令和13年に純損失になるところをまず繰越利益剰余金で賄う形がある。単年度の収支ではなく、借りたお金が返せなくなった場合、補填財源として使う形もある。資料R7-36は、収益的収支の損益計算になる。ここには記載していないが、資本的収支である建物・管路といった不動産に係るお金が足りなくなると、この繰越利益剰余金から最終的に補填する形になる。

(委員)

仮に国から1億円借りたものに対する利益剰余金の残額は、余裕があるとは思わないが、9億程度は残る。すぐに使用料で借入の大半に回すということが、民間企業の感覚とは違うのではという意見。

(委員)

2段階ではなく1段階であげた方が良いという考え。もし2段階で改定する場合、2回広報と事務的な経費が必要になる。例えば議会で、時限措置みたいな形で1年間は8%改定、その次の年度からは15%にする議決の取り方はできるか。それなら広報も同時にできる。

(事務局)

段階的な改定は、使用料条例の条例変更等・条例改正で議案を出す。令和9年度は8%、令和10年度は15%という出し方は一度にやることはできる。広報についても、初年度に同時にという方法と、年度ごとにするという形もできる。

(委員)

デメリットの事務的経費が増加するとあるが、増加しないということで良いか。

(事務局)

まったくゼロということではない。使用料のシステム改修が初年度8%改定の時、次年度15%改定の際に必ず出てくる。一部増加しないものもある。

(委員)

市民感情とか全く抜きにして、下水道経営という観点では15%の改定率は、個人的には少ないと思う。下水道の使用料改定をあまりしないのは更新投資を先送りしている可能性があり、八潮市の陥没事故のようなことが起こっている事実がある。今料金で回収している減価償却費は、過去の投資した分を料金回収していることになる。それを更新投資する際は、50年前より物価上昇があり、機能も向上しているため、過去に投資した金額よりもかなり高い金額で更新投資となる。過去の減価償却費に合わせて料金を回収しているだ

けでは、更新投資にする際財源が足りなくなる。資産維持費といって、企業の内部に利益を溜め込んで、それを更新投資に充てるよう計算して、料金に上乗せしていく話がある。米子市は、そこは一旦無視して、市民の負担を軽くするという観点で改定率 15%に抑えた案を提案されていると思う。下水道はインフラ産業になるので、一度設置すると、どんどん人口が減っていく中で、投資をいかに回収できるかということになる。民間事業者は物をどれだけ売るかによって売り上げも変わってくる。全部がそうではないが、ある程度コントロールができる。下水道事業はほぼコントロールができない、人がどれだけ住んでいるかにかかる。まとめると、利益がそこまで発生しないくらいの料金抑えてあること、構造的に売り上げを増やすことが難しいという 2 点から、将来世代の負担を軽くするために今のうちからお金を貯めといた方が良いと考える。

(委員)

2 段階にするか 1 段階でするかの判断は難しい。委員から出た意見を盛り込んだ形で判断するというだけでも良いか。

(事務局)

答申の中に、なるべく市民の負担が少なくなるようにという形で盛り込む方法もある。今回の 2 段階で改定する以外にも方法はあがるが、そこは市に任せるという形で良いか。

(事務局)

補足すると、答申の中で基本的には 15%という数字で議論してきた。受益者負担はできる限り少ない方が良い。ただ公営企業は、このサービスを持続していくことが一番重要な考え方になる。儲からないからサービス提供しないというわけにはいかない。国は、集合処理から個別処理に変えていく方策を示している。今あるこのインフラをしっかりと維持していくことが公営企業としての最大の使命である。公営企業としての位置づけも当然あるので、経済性もしっかりと考慮した形で、これを遂行していく。今示している改定パターンしか審議会で議論をしてないので、これ以外の選択肢として事務局が決めることができない。激変緩和の措置を十分取るという文言を答申に盛り込む形で、基本的に令和 9 年度 8%改定、令和 10 年度 15%改定という考えではどうか。

(委員)

二段階で 15%改定するということか。

(事務局)

資料 R7-36 で示している案どちらかに決めることになれば一番良いが、一本化できないということであれば、その方針として受け止める。

(委員)

審議会の意義を考えると、ここでなにかしら方針を決定するべきだと考える。個人的には、2 の令和 9 年度から 15%改定するが良い。理由は、補助金の話はあるが、不確定な要素であること。市民として、下水道の事業が健全で持続可能であることを考えると、一番の収入源である使用料収入を確保することが大事だと考える。

(委員)

米子市の家の軒数に対して、上水道は全軒あると思うが、下水道は何パーセントぐらい

あるのか。

(事務局)

下水道は、公共下水道と農業集落排水という二つの下水道がある。公共下水道の場合、今年度は6年度末の数字で75%の普及率。農業集落の場合9.5%、この合計した数字が下水道として使用料収入がある。

(委員)

2段階で上がると、2年も続けて上がることが使用者にすごく値上げが続く印象を与えるため、一度で上がる方が良いと思っていた。広報は、一度でも良いということだったので、その印象は少し小さくなると思った。持続可能性と下水道管の点検・修繕・修理は必要になってくる。先を見越して今15%改定して、インフラの整備を進めることで安心はできる。

(委員)

公共下水の更新を先送りしてしまうことによって、さらに費用がかかることは怖い。15%改定が正しいのか本当はもっと費用がかかるのかわからない。八潮市の例で、全国一斉点検の話があるが、米子市でレベル1というすぐ修繕しないと駄目なところがある。単年度で、補助金ですぐ修繕しないといけない。今後予期しないことが起こる。八潮市は50年前に大きな流域下水道を作られた。その更新や維持管理の方法は、50年後の人が考えるスタンスで、布設することしか考えられていなかった時代背景があったと思う。委員会で内浜処理場の見学をした際に、エアレーションタンク下は鍾乳洞のようになっていて、びっくりした記憶がある。修繕する場所はたくさんある。方策を考えていると思うが、費用がかなりかかると思う。もう少し厳しい見直し資料が必要。令和9年度、10年度に2段階改定になったとしても、繰越利益剰余金は家でいう貯金みたいなもので、財源的にあった方が良い。値上げが毎年続くのは、金額より気持ちの問題が大きいと思う。できれば単年度で15%改定が良いのでは。次の令和13年度には時代も変わってウォーターPPPも始まるので、もう少し現実的な数字が出てくると思う。

(委員)

審議会としては、資料R7-36の2の15%改定を1段階で行う意見が多いように思うので、市民の負担をできるだけ抑えるよう考慮して決定するというのを盛り込んでいただきたいということで良いか。

…異議なし…

---

[議題3 米子市下水道事業の経営健全化の取組について]

(委員)

収支と費用と関連するが、各項目に優先度をつけて事業効果の高そうな、例えば農業集落の接続、システムの統合などロードマップを作成し、優先度を考えて年次的に遂行してい

く資料があると良いと思う。

### 3 その他(事務連絡)

(事務局)

次回、第6回米子市下水道事業運営審議会は令和8年2月末または令和8年3月初旬の開催を予定する。